

出生届を届出された方へ

～ 出生届 ・ 母子健康手帳証明後の手続きについて ～

◎主な手続き◎

出生届出後、届出をした役所で母子健康手帳の証明を受けてください。その後、住所地の市町村役場で行っていただく主な手続きに下記のものがあります。

※ 住所地が小松島市以外の方は、住所地によって手続きが異なりますので、詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。

主な手続き	内 容	場 所	担当課
国民健康保険への加入	国民健康保険に加入される場合は、公的機関が発行した写真入りの本人確認書類(運転免許証等)、世帯主及び加入される方のマイナンバーをご持参の上、手続きをしてください。出産育児一時金の手続きを行う場合は、国保証、世帯主名義の通帳、病院からの領収書・合意文書等をお持ちください。	市役所1階 ⑤番窓口	保険年金課 国保担当 ☎ 32-2113
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が届出により免除されます。 ※マイナンバーまたは基礎年金番号が確認できるもの、本人確認書類などをお持ちください。	市役所1階 ③番窓口	保険年金課 年金担当 ☎ 32-4120
子どもはぐみ医療費受給者証の発行	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療費を助成します(保険診療のみ)。お子様の健康保険証をお持ちください。また、お子様及び生計の中心となる保護者のマイナンバー、窓口に来られる方の本人確認書類もお持ちください。 市外に転出した場合は、受給者証を使うことはできません。転入先の市町村で申請をしてください。	市役所1階 ④番窓口	保険年金課 医療担当 ☎ 32-4120
乳児一般健康診査受診票の発行	母子健康手帳をお持ちください。生後1年未満であればいつでも受診できますが、3～4か月児健診・9～10か月児健診は集団健診を行いますので、それ以外の時期に使用してください。 市外に転出した場合は、受診票を使うことはできません。転入先の市町村で受診票を交換してください。		
児童手当について	0歳から中学校修了前の児童を養育している方に支給される手当です(令和6年10月分からは高校修了前までに変更)。出生日の翌日から15日以内に申請が必要で、それを過ぎると申請月の翌月からの支給となります。申請者の加入保険証の写し、振込口座、マイナンバー、身分証明書等が必要です。 公務員の方は勤務先で手続きをしてください。 ※所得制限があります(令和6年10月分からは撤廃)。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 こども家庭支援室 ☎ 32-2114
産前産後相当期間の国民健康保険税の軽減申請	出産された方が国民健康保険の被保険者の場合、申請により産前産後相当期間について国民健康保険税の軽減を受けることができます。母子健康手帳・世帯主及び出産された方のマイナンバー・窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください。	市役所1階 税務課内	税務課 諸税担当 ☎ 32-3845

主な手続き	内 容	場 所	担当課
市営住宅の同居承認申請書の提出	市営住宅へ入居されている世帯の方と同居される場合は、同居承認申請書を提出してください。	市役所2階	住宅課 ☎ 32-2120
予防接種の案内	生後2か月になる月に、小松島市で行っている予防接種について郵送でお知らせします。 転入された方にも郵送でお知らせします。	保健センター ☎ 32-3551 [住所] 小松島町字新港9番地の10	母子健康包括支援センター ☎ 38-7500 「おひさま」（保健センター内）
赤ちゃん訪問について	赤ちゃんの生まれた全家庭を保健師または助産師が訪問し、体重測定や育児相談を行います。 保健センターに連絡先の届出をしていない方は連絡してください。		
母子保健サービスの案内	小松島市で行っている乳幼児相談・離乳食講習会について「広報こまつしま」でお知らせします。 先天性股関節脱臼検診、3～4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診は郵送でお知らせします。その他、子どもや保護者の心や体のこと、育児についての相談等を行っています。悩んだ時はご相談ください。		

小松島市役所

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号 電話(0885)32-2111